仙台市立八幡小学校 PTA 会則

第1章 名称および事務局

第1条 この会は仙台市立八幡小学校 PTA といい、事務局を校内におく。

第2章 会員

第2条 この会の会員になることができるものは次のとおりである。

- (1) 仙台市立八幡小学校児童の父母またはこれに代わる者
- (2) 仙台市立八幡小学校の教職員

第3条 この会の会員はすべて平等の権利と義務とを有し、この会費を納める。

第3章 目的および方針・活動

≪目的≫

第4条 この会は会員の協力により、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかり、 民主社会の発展に寄与することを目的とする。

≪方針≫

第5条 この会は次の方針に従って運営する。

- (1) 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- (2) 特定の宗教や政党にかたよった行動はしない。
- (3) 他のいかなる団体からも支配や干渉を受けない。
- (4) 学校行政および教師の私的問題に干渉したり、圧迫を加える行動をとったりしない。
- (5) 仙台市 PTA 協議会に入会する。

≪活動≫

第6条 この会は会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡を密にして、児童の心身ともに健やかな生活を保護する。
- (2) 教育施設および生活環境をよくする。
- (3) 教育の振興に関する調査・研究並びに資料を作成する。
- (4) よい父母良い教師となるように会員相互の教養を高める。
- (5) その他この会の目的を達成するため必要な活動を行う。

第4章 役員(本部役員および監事)

≪役員≫

第7条 この会に次の役員をおく。

- ・会長 1名 ・副会長 3名(内1名は教頭) ・会計 3名(内1名は教員)
- ·幹事 3名 ·監事 2名
- ・庶務 2名(教員より) ・事務長 1名(副会長が兼務する場合もある)

≪本部役員≫

第8条 この会に次の本部役員をおく。

- ·会長 1名 ·副会長 3名 (内1名は教頭) ·会計 3名 (内1名は教員)
- ・幹事 3名 ・庶務 2名 (教員より)
- ・事務長 1名(副会長が兼務する場合もある)

≪監事≫

第9条 この会に監事2名をおく。

- 2. 監事はこの会の事業および会計を監査し、総会において報告する。
- 3. 監事は会長の要請により本部役員会に出席し、意見を述べることができる。

≪役員の選出≫

第10条 役員候補者推薦委員会において推薦され、会員の承認を受ける。

2. 役員候補者推薦委員会についての必要な規定は別に定める。

≪役員の任期≫

- 第11条 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
 - 2. 欠員による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

≪本部役員の職務≫

第12条 本部役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は会務を総括し、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は予算を編成し、会計事務を処理する。また監査を経た決算報告をする。
- (4) 幹事は、会務の実行にあたる。
- (5) 事務長は会長の指示により会の事務を掌理し、議事録その他重要書類を保管する。

≪書記≫

- 第13条 この会に書記若干名をおく。書記は会長が委嘱する。
 - 2. 書記は、この会の庶務会合の記録の事務に従事する。

≪参与≫

- 第14条 この会に参与をおく。
 - 2. 参与には校長を推挙する。
 - 3. 参与は会務に参与する。

第5章 学年委員会・専門委員

≪学年委員会≫

- 第15条 この会に目的達成のために学年委員会をおく。
 - 2. 学年委員会についての必要な規定は別に定める。

≪専門委員会≫

- 第16条 この会の活動を推進するため次の専門委員会をおく。
 - (1) 広報委員会
 - (2) 健全育成委員会
 - (3) 総務委員会(令和5年度から休止)
 - (4) イベント委員会(令和4年度から休止)
 - 2. 専門委員会についての必要な規定は別に定める。

第6章 会議

- 第17条 この会議は総会・本部役員会および拡大委員会とする。
 - 2. 会議は、会長が招集する。
 - 3. 会議の議事は出席者の過半数の同意できめる。

≪総会≫

- 第 18 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。総会は定期総会および臨時総会とする。
 - 2. 定期総会は年度始めに1回開くことを原則とする。
 - 3. 臨時総会は必要に応じて開くことができる。
 - 4. 総会においては役員の選出・事業の計画・予算決算の審議決定・会則の変更、その他会の運営活動に関し協議決定する。
 - 5. 総会の議長・副議長・議事録作成者は出席者の中から選出する。
 - 6. 総会の議事録については、出席者2名の署名をうける。

≪本部役員会≫

- 第19条 この会の執行機関であって、この会の運営について責任を負う本部役員会の構成 および任務は次のとおりとする。
 - (1) 本部役員および参与をもって構成し、およそ月1回の間隔で開く。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に本部役員会を開くことができる。
 - (2) 本部役員会の議長には副会長があたる。
 - (3) 本部役員会において次の事項を付議する。
 - イ. 総会に提出する事項
 - ロ. 総会から委任された事項
 - ハ. その他、会務の執行に関する事項

≪拡大委員会≫

- 第20条 拡大委員会の構成および任務は次のとおりとする。
 - (1) 拡大委員会は本部役員・参与および専門委員会(地区委員会を除く)正副委員 長・学年委員会正副委員長をもって構成する。ただし、地区委員長、地区副委 員長は、会長の要請があるとき、出席することができる。
 - (2) 拡大委員会の議長には副会長があたる。
 - (3) 総会に提出する議案や会の運営上必要なことの調査および審議を行う。
 - (4) 総会において委任された事項について連絡協議する。
 - (5) 拡大委員会は必要に応じて開く。

第7章 会計

- 第21条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第22条 この会の運営に関する経費は会費・補助金および寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第23条 この会の経理は総会で議決された予算にもとづいて行われる。決算は監査を経て 総会に報告し、承認を得なければならない。

第8章 個人情報保護

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定めるものとし、適正に運用するものとする。

第9章 付則

- 第25条 この会則に定めたもののほか、本会の運営上必要な諸規定は本部役員会または拡大委員会に諮って会長が別にこれを定めることができる。
- 第26条 この会則は、昭和24年5月7日から適用する。

昭和36年12月22日改正昭和43年4月16日改正昭和48年4月19日改正昭和52年3月11日改正昭和52年12月21日改正昭和54年3月7日改正昭和54年3月7日改正平成4年3月7日改正平成8年3月2日改正平成19年4月1日改正平成20年1月10日改正平成23年3月8日改正令和4年4月22日改正令和5年4月25日改正

学年委員会に関する規定

- 第1条 PTA 会則第15条にもとづき、学年委員会をおく。
- 第2条 この会の活動は次のとおりとする。
 - (1) 学級および学年会員相互の教養を高め親睦をはかる。
 - (2) 学年相応の行事を計画し、活動する。
 - (3) その他、この会の目的達成のために必要な活動を行う。
- 第3条 この会の運営は、各学級より選出された2名の学年委員がこれにあたる。
 - 2. 学年委員は、各学年の先生方と緊密な連携をとりあう。
 - 3. 学年委員は、会長がこれを委嘱する。
- 第4条 この会に学年委員長1名・副委員長2名をおく。
 - 2. 学年委員長・副委員長は、学年委員の互選による。ただし、副委員長1名は学年主任とする。
- 第5条 学年委員長は、その学年の会務を総括し、その運営にあたる。
 - 2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職鵜を代行する。
- 第6条 学年委員長は、学年会員全員による学年総会並びに学年および専門委員会による 委員会(合同委員会)を招集することができる。
 - 2. 会を開くときは、会長に連絡し報告する。
- 第7条 学年委員長・副委員長および学年委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 この規定は、平成4年4月1日より適用する。

平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 26 年 4 月 24 日改正 令和 5 年 4 月 25 日改正

専門委員会に関する規定

- 第1条 PTA 会則第16条の規定にもとづき、次の専門委員会をおく。
 - 1. イベント委員会
 - 2. 総務委員会
 - 3. 広報委員会
 - 4. 健全育成委員会
- 第2条 その会の活動は次のとおりとする。
 - 1. イベント委員会 PTA 主催行事の協力及び運営等にあたる。(令和4年度から休止)
 - 2.総務委員会 (令和5年度から休止)
 - 3. 広報委員会 会報「八幡」の発行等にあたる。
 - 4. 健全育成委員会 児童の健康安全のための事業と推進と教育環境等の改善促進にあたる。
- 第3条 この会の運営は、運営機構図に示された数の専門委員がこれにあたる。
- 1. 各委員会は、その年度の学年ごとに運営機構図に示された人数で構成する。(その年度により若干の変更がある)
 - 2. 専門委員は会長がこれを委嘱する。
- 第4条 この会に専門委員長1名、副委員長2名をおく。
 - 1. 専門委員長・副委員長は専門委員の互選による。ただし、副委員長1名は教師とする。
- 第5条 専門委員長は、その会務を総括し、その運営にあたる。
 - 1. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- 第6条 専門委員長・副委員長および専門委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第7条 この規定は、平成4年4月1日より適用する。 平成19年4月1日改正

平成 22 年 3 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 19 日改正 平成 26 年 4 月 24 日改正 令和 5 年 4 月 25 日改正

その他の活動に関する規定

- 第1条 その他の活動として次の会をおく。
 - 1. 地区委員会
 - 2. 学校ボランティア防犯巡視委員「白はとパトロール隊」
 - 3. おやじの会
 - 4. イベントサポーター
- 第2条 その会の活動は次のとおりとする。
 - 1. 地区委員会
 - (1) 校外における児童の安全保護に協力する。
 - (2) 各地区子ども会活動の情報交換にあたる。
 - (3) 地区委員会は、各地区子ども会から選出された1名ずつの委員で構成する。
 - 2. 学校ボランティア防犯巡視員「白はとパトロール隊」 本校児童の犯罪被害の防止と地域の防犯活動の高揚を図る巡回活動を目的とする。 規約については、「仙台市立八幡小学校 防犯巡視員 白はとパトロール隊」会則 のとおりとする。
 - 3. おやじの会 児童の健全育成に関わり、父親同士の互いの親睦を図り、PTA 活動に協力する。
 - 4. イベントサポーター

学校行事や PTA 活動に対して協力可能な会員をメンバーとして登録し、必要に応じてその活動を行うものとする。

- 第3条 その他の活動は、役員、学年委員会、専門委員会との重複を妨げない。その他の活動に参加しても、PTAの委員を引き受けたことにならない。
- 第4条 この規定は、平成22年3月1日より適用する。

平成22年3月8日改正 令和5年4月25日改正

役員候補者推薦委員会規定

- 第1条 PTA 会則第10条にもとづき、役員の改選または補選を必要とするときは、候補者 推薦委員会を組織し、役員候補者推薦名簿を作成する。
- 第2条 この会は、次の委員をもって構成する。ただし、全体構成を奇数とし、10名を下 らないものとする。
 - 1. 次年度退会役員若干名
 - 2. 次年度退会拡大委員若干名
 - 3. 次年度退会6学年会員若干名
 - 4. 教職員代表 2 名
- 第3条 委員は次の要領で選出する。
 - (1) 次年度退会役員若干名は、役員の推薦による。
 - (2) 次年度退会拡大委員若干名は、拡大委員の推薦による。
 - (3) 退会6学年会員若干名は、拡大委員の推薦による。
 - (4) 教職員代表は、教職員の互選による。
- 第4条 前条において選出された委員は、会長が委嘱する。
- 第5条 この会に、委員長・副委員長をおく。
 - 2. 委員長・副委員長は、委員の互選による。
- 第6条 この会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。
- 第7条 委員長は、委員会で作成した役員候補者推薦名簿が定まり次第、会員に報告し、承 認を得なければならない。
 - 2. 委員会は秘密会とし、委員は会議内容について活動中はもちろん、任務の完了後においても秘密を守らなければならない。
- 第8条 この規定は、平成4年4月1日から適用する。

平成8年3月2日改正 平成19年4月1日改正 平成20年1月10日改正 平成23年3月8日改正 令和5年4月25日改正

慶弔規定

- 第1条 会員および在学児童が死亡したときは、次の基準によって弔慰を表する。
 - 1. 会員 20,000 円
 - 2. 児童 20,000 円
- 第2条 仙台市立八幡小学校 PTA 会則第7条に定める役員及び同会則第14条に定める参与が退会または辞職した場合は、感謝状並びに記念品をもって感謝の意を表する。
- 第3条 その他、必要ある場合は、本部役員会において協議する。
- 第4条 この規定は、昭和47年4月1日より適用する。

昭和52年3月11日改正 昭和56年3月11日改正 昭和57年3月11日改正 平成4年3月7日改正 平成8年3月2日改正 平成12年3月2日改正 平成23年3月8日改正 平成23年4月25日改正